

無人航空機の飛行に係る許可・承認書

亀田信利 殿

令和3年7月27日付をもって申請のあった無人航空機を飛行の禁止空域で飛行させること及び飛行の方法によらず飛行させることについては、航空法第132条第2項第2号及び第132条の2第2項第2号の規定により、下記の無人航空機を飛行させる者が下記のとおり飛行させることについて、申請書のとおり許可及び承認する。

記

許可及び承認事項： 航空法第132条第1項第2号
航空法第132条の2第1項第5号、第6号及び第7号

許可等の期間： 令和3年8月4日から令和4年7月23日

飛行の経路： 日本全国（飛行マニュアルに基づき地上及び水上の人及び物件の安全が確保された場所に限る）

無人航空機： DJI製INSPIRE 2

無人航空機を飛行させる者： 亀田信利

条 件：

- ・申請書に記載のあった飛行の方法、条件等及び申請書に添付された飛行マニュアルを遵守して飛行させること。また、飛行の際の周囲の状況、天候等に応じて、必要な安全対策を講じ、飛行の安全に万全を期すこと。
- ・航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全に影響を及ぼすような重要な事情の変化があった場合は、許可等を取り消し、又は新たに条件を付すことがある。
- ・飛行実績の報告を求められた場合は、速やかに報告すること。
- ・令和4年6月を予定する改正航空法に係る無人航空機の登録義務化以降は、登録を受けた無人航空機で飛行させること。

令和3年8月4日

東京航空局長 藤田 礼子

無人航空機の飛行に係る許可・承認書

亀田信利 殿

令和4年6月13日付をもって申請のあった無人航空機を飛行の禁止空域で飛行させること及び飛行の方法によらず飛行させることについては、航空法第132条第2項第2号及び第132条の2第2項第2号の規定により、下記の無人航空機を飛行させる者が下記のとおり飛行させることについて、申請書のとおり許可及び承認する。

記

許可及び承認事項： 航空法第132条第1項第2号
航空法第132条の2第1項第5号、第6号及び第7号

許可等の期間： 令和4年7月24日から令和5年7月23日

飛行の経路： 日本全国（飛行マニュアルに基づき地上及び水上の人及び物件の安全が確保された場所に限る）

登録記号等： 未登録

無人航空機： DJI製INSPIRE 2

無人航空機を飛行させる者： 亀田信利

条件：

- ・申請書に記載のあった飛行の方法、条件等及び申請書に添付された飛行マニュアルを遵守して飛行させること。また、飛行の際の周囲の状況、天候等に応じて、必要な安全対策を講じ、飛行の安全に万全を期すこと。
- ・航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全に影響を及ぼすような重要な事情の変化があった場合は、許可等を取り消し、又は新たに条件を付すことがある。
- ・飛行実績の報告を求められた場合は、速やかに報告すること。
- ・令和4年6月20日からの無人航空機の登録義務化以前に許可・承認を受けた申請のうち、登録記号がない許可書等を所持している場合は、別途送付される登録記号等の通知を本許可書等と併せて飛行の際に携行すること。

令和4年6月21日

東京航空局長 藤田 礼子

使い方

よくある質問・
お問い合わせ

亀田 信利さん

登録情報詳細

所有者、機体、使用者の各種登録情報の確認を行えます。

所有者情報

氏名 亀田 信利

フリガナ カメダ ノブトシ

住所 日本 神奈川県 相模原市南区豊町

生年月日 1965/04/19

電話番号 +81 09064944077

メールアドレス ntkd.1965@i.softbank.jp

機体情報

機体ステータス 登録済

登録記号 JU322609AAB7

製造区分 メーカーの機体・改造した機体

製造者名 DJI

型式名 INSPIRE 2

機体の種類 回転翼航空機（マルチローター）

製造番号 09YBJ1J0R400BJ

リモートID有無 なし

リモートID機器製
造者名 -

リモートID機器型
式 -

リモートID機器製
造番号 -

リモートID搭載義
対象外

務対象

リモートID書込状
況

リモートID更新日
時

改造の有無 改造無し

使用者情報

使用者・所有者同一所有者と同じ
人物確認

閉じる



| 個人情報保護

| 利用規約

| 動作環境

| ア